

公共施設等の適正管理の推進、保育士や介護人材等の処遇改善の事業費など

伊藤久雄（認定NPO法人まちぽっと）

2017 年度「地方財政対策」のポイント

2017 年度「地方財政対策」のポイントは、昨年 12 月 22 日、総務省より公表されている。詳しくは「2017 年度地方財政対策のポイント及び概要」にアクセスしていただきたい。事業としては下記の 2 つの事業のほか、子ども・子育て支援新制度の実施（「量的拡充」及び「質の向上」）、緊急防災・減災事業の拡充・延長などがある。

■ 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の「公共施設等最適化事業費」について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費（仮称）」として計上

○ 公共施設等適正管理推進事業費（仮称） 3,500 億円（28 年度、2,000 億円）

（28 年度は公共施設等最適化事業費として計上）

※ このほか公共施設等適正管理推進事業の実施に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を 300 億円充実

■ 保育士や介護人材等の処遇改善の事業費（公費）

○ 保育士について 2 % の処遇改善及び技能・経験を積んだ職員の追加的な処遇改善

○ 介護人材についてキャリアアップの仕組みを構築し月額平均 1 万円相当の処遇改善等

※この他、新制度のスタートに当たり、処遇改善を着実に実施するための周知・広報等に要する経費（128 億円：全額国費）がある。